

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（人事交流の制度の運用状況の報告）

第二十三条 任命権者は、毎年、人事院に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

2 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第二項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 三年前の年の一月一日から前年の十二月三十一日までの間に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあつては、その復帰の日から起算して二年を経過する日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位

三 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項

（防衛省の職員への準用等）

第二十四条 この法律（第二条第一項及び第五項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、

（中略）

前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

(第二十四条第一項の規定による防衛省の職員への準用読み替え後)

(人事交流の制度の運用状況の報告)

第二十三条 任命権者は、毎年、防衛大臣に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

2 内閣は、毎年、国会に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第二項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 三年前の年の一月一日から前年の十二月三十一日までの間に交流派遣後職務に復帰した職員が前年(三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあつては、その復帰の日から起算して二年を経過する日までに限る。)に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位

三 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位(第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項